

フィリピン共和国  
地方裁判所  
第7司法地域  
第11支部  
セブシティ

iComm International Inc 及び Unit 501、Skyrise 1 Building, Cebu I.T.Park, Apas, Cebu City のその他の居住者、テナントに対するコンピュータデータの検索、押収、調査令状発行申請について

**WSSECD NO.180-06-2019-11**  
R.A.No.10175 (2012年サイバー犯罪防止法) の6章に関連する  
R.A.No.8293 (フィリピンの知的財産法) の違反

命 令

証拠書類と法廷から提案された質問に対する Sr.Agt フランシス・V・セノーラ氏とその証人中島和也氏およびケ・タム・グエン氏への答えを評価した結果、法廷は、RA 10175 (2012年サイバー犯罪防止法) の6章に関連して、回答者である icomm International Inc. および Unit 501、Skyrise 1 Building の他の居住者/テナントによる RA 8293 (フィリピンの知的財産法) の違反があると推定原因を認定します。AM No.17-11-03-SC 6章の規定に従い、Unit 501, Skyrise 1 Building, Cebu I.T.Park, Apas, Cebu City の他の居住者/テナント、具体的には Unit 501, Skyrise 1 Building, Cebu I.T.Park, Apas, Cebu City 内のシステムエリア、データセンターエリア、Tech Admin エリア、ソフトウェアウェブエリア、ソフトウェア VB エリア、ソフトウェア iDirect エリア、アカウントエリア、ATNZ スタッフエリア、および3か所のセールスエリアのコンピュータデータの検索、押収および検査の令状 (WSSECD) を発行します。

命令書

2019年6月20日 セブシティ

Ramon B. Daomilas Jr  
裁判長